

第四十八回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第二十九号

昭和四十年五月十一日(火曜日)

午後零時五十七分開議

出席委員

委員長 松澤 雄蔵君

理事 井村 重雄君

理事 齋藤 邦吉君

理事 竹内 黎一君

理事 伊東 正義君

熊谷 義雄君

坂村 吉正君

中野 四郎君

藤本 孝雄君

栗山 秀君

小林 進君

松平 忠久君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 神田 博君

國 務 大 臣 高橋 龜君

出席政府委員

厚生政務次官 徳永 正利君

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長) 竹下 精紀君

厚生事務官 小山進次郎君

(保険局長) 山本 正淑君

厚生事務官 山本 正淑君

(年金局長) 實本 博次君

厚生事務官 實本 博次君

(社会保険庁長) 蔵田 直躬君

委員外の出席者

總理府事務官 (経済企画庁長官官房調査官) 蔵田 直躬君

専 門 員 安中 忠雄君

五月十一日

理事蔵内修治君同日理事辞任につき、その補欠として竹内黎一君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

○松澤委員長 これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

理事蔵内修治君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

これより理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よって、竹内黎一君を理事に指名いたします。

○松澤委員長 内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○滝井委員 国民年金法等の一部を改正する法律案について御質問申し上げますが、きょうは時間の関係上、こまかいところは次会に回させていただきます。まず先に大局論を少しやらせていただきます。そして各論に入らせていただきます。思います。そこで、各論に入らぬうちに、滝井義

高、二時間やったからやめろと言わぬようによろしくお願いいたします。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕

まず第一に、経済企画庁がいらっしゃっていませんので、その前に厚生省の見解をお尋ねしておきたいのですが、中期経済計画において、御存じのとおり、振替所得が二兆一千百億円を昭和四十四年には支出することになっておるわけですが、昭和三十八年が九千七百億円程度だったわけですが、その場合に、医療の問題と年金の問題と児童手当の問題というものが密接な関連を持ってくるわけですが、今後われわれが年金制度を確立する上において、国民年金と厚生年金とを所得保障の二大支柱にしようとするならば、四十四年における中期経済計画におけるきちつとした位置づけをして、今度の国民年金の改正なり厚生年金の改正が当然行なわれておると思うのです。特に国民年金が来年度において再計算の五年の終期を迎えるということになれば、ますます、二大支柱の一つをかつぐ国民年金としては、ある程度の展望を持つておられなければならないと思うのです。したがって、私がお尋ねをしたいのは、一体四十三年度になったときにおいては、二兆一千百億円の中において一体各種の年金制度というものはどういう支出をするという見通しを厚生省としてはお立てになつておるのかということなんです。どの程度の給付の財源を必要とするとお考えになつておるか、こういうことなんです。

○山本(正)政府委員 御指摘のように、中期経済計画で、四十三年度で二兆一千百億という振替所得の中で医療保険なり年金なりを合計した金額でございまして、その年金、保険にどういうふうな位置づけをしておるかという点でございます。

先般来御審議を願いました厚生年金におきましては、一千万円年金構想というものを基礎といたしま

して、その改正が実現されるということの基本といたしておるわけでございます。国民年金におきましては、現行の年金の給付をどこまで上げるかという問題があるわけでございますが、この四十三年度の中期経済計画を実現していくということにつきましては、現在の給付の基準というものを、おおよそ二倍に引き上げなければならぬじゃないか、かように考えております。そういったしますと、年金部門においての中期経済計画で分担する分につきましては、おおよそ実現できる、こういうふうな考えております。

○滝井委員 もうすぐ経済企画庁が必要になるのですが、私が言いたいののは、単に厚生年金と国民年金のことだけ考えておったのではないかね、のであって、当然船員保険もあるし、共済組合もあるし、みんなあるわけなんです。二兆一千百億というのは、これは医療保険なり長期の所得保障のすべての年金を包含しておるわけでしょう。そこで、それならばお尋ねしたいが、一体昭和四十四年度の予算においては、各種の年金支出というものは総額幾らになっていきますか。こういうところをあなたたちがきちつとやっておられぬから、大局を見誤って、井戸の中のカワズになつちゃうんだ。やはり四方八方に目を配って、きちつとしておかなければだめですよ。

○山本(正)政府委員 あとから調べまして、数字は手持ちございませんので……。

○滝井委員 四十年のあとに四十二年があり、四十一年のあとに四十二年があり、そうして四十三

年が来るんですから、三年あとの見通しさえつかぬようなことでは話にならぬですよ。二十年先を見るんでしょ、厚生年金は、国民年金は四十五年の先の話をするんですから、その四十五年の先の話を、こしもわからぬということでは、ちよっ

とこれは質問にならぬですよ。これは経済企画庁が来るまでひとつ残しておきます。二兆一千億というその振替所得を出しにしたら、その二兆一千億というものの積み上げがなないと、こんなものは出てこないです。その積み上げをするときは、当然、来年は国民年金の改定の時期になると言うんだから、あなたが言ったように、少なくとも、いま三千五百円、その二倍程度の七千円くらいにはしなければならぬというのが常識です。すでに社会保障制度審議会は、昭和四十五年には七千円から七千五百円ということを行っているのだから、そういう点ではきまつておるわけです。きまつておるならば、その計算と財源措置というものが振替所得の中にきちつと出てこなければならぬわけです。そこは保留をしておいて、それならば、いまの段階で、一体医療保険に支出する額とこういう年金に支出する額との比率というのはどういう形になっていきますか。この振替所得の中における、たとえば四十年年度において、すべての年金の支出が一体幾らのパーセントを占めて、医療のパーセントが一体どの程度を占めておるかということです。これもあとで一緒にいいですから、やっておいでもらいたい。

もう一つ、それと関連をして、一体厚生省なり経済企画庁は、現在の日本の予算編成の姿を見ますと、三百六十五日晴れ晴れ、三兆六千五百八十億八千万円というところの予算の中で、道路とか港湾とか用地とか用水とか住宅とか、あるいは上下水道とか、こういうものに対する予算、いわゆる公共投資というものが非常に大きな比重を占めておることは、昨年以來同じです。そうしますと、今後日本経済が、物価が二・五％程度だけ上がっていきんだというものが中期経済計画の方針だったわけですから、ところが、それはもうすぐでくずれつつあるから、中期経済計画を手直ししなければならぬ。長期経済計画を手直しして中期経済計画をつくったら、その実施に入るから入らぬうちに、もう手直ししなければならぬということになってきておるわけです。そのことは、財源的に

も、税の伸びから見ても、そんなに躍進がないという客観情勢があるわけです。そしてここ四、五年くらいは、日本経済は道路、港湾、用地、用水等の公共投資に少なくとも国の予算の三分の一の程度——交付税とそれから直接に出す補助金とを合わしてみたら、三分の一程度は取られる。だから、予算の弾力性というものは非常になくなつておることは御存じのとおりです。そういう中で、一体この年金の金が出る客観情勢があるとしておるかどうかが問題です。これはさいぜんの質問で、数字でなくておぼろげな形で質問しておるのです。そこらあたりをあなた方がはっきりしないと、ここの夏か秋ごろになったら、大内先生あたりの審議会にいろいろ意見を出してもらうにしても、あなた方が意見を述べるにしても、年金政策は立たないですよ。そこらあたり、あなた方はどういうような見通しを持っておるのか。ここ二、三年したら、日本は公共投資が少なくなつて、ぐつと年金やら社会保障に金をやるといふ客観情勢にあると見るのか、とてもその見通しはありませぬという見通しに立つて、今後の年金の改定の作業をやろうとするのか、そこらを先にちよつと……。これなら抽象論で、数字じゃないから答弁できると思っています。

○山本(正)政府委員 公共投資の部門に非常に資金を要するということは、御指摘のとおりだと思います。そこで、年金制度につきまして、大幅な改善を実施するということによりまして、国庫負担の問題が起ってくるわけですが、一つの問題は、社会保障に対する経費が考えられます。際、医療保険と所得保障の部門に資金の振り分けという問題が基本的にはあるわけですが、現段階におきまして、医療保険に関する経費というものが非常に急速に毎年伸びておるといふことから、所得保障部門への資金の振り当てというものが、一般的に言って困難な情勢にあるといふことは考えておるわけでございます。ただ、国民年金の改正ということは次の段階に行なわなければならぬと考えておりますので、それに伴

います資金というものは、社会保障費全体のワックというものはないわけですが、伸びを考えたならば国民年金は所要の改正をいたしたい。それに伴う国庫負担の増というものは、当然のものとして考えていかなければならぬ、かように考えております。

○滝井委員 国民年金の前進を考え、同時に国庫負担の増を考えなければならぬ、御念論としてよろしい。しかしその裏づけはどうするか、こうなる。小山さんは国民年金をつくった創始者だから、したがって国民年金のこともよく知っておるわけ、同時に小山さんは連帯責任があるわけです。同時に、医療問題もいまその渦中にあるわけなんです。火中のクリを拾っておるわけだから、したがって国民年金と医療の問題については、両方について深い知識を持っておるのです。が、いま山本さんの説明をお聞きのとおり、今後二兆一千億円の中期経済計画における昭和四十二年の振替所得の中に、どの程度の年金の額が入つておるかというところはわからなかつた。わからなかつたけれども、いまの段階では、社会保障の金給付の中で医療の占める割合というのはおよそどの程度ですか。たとえば、ここの社会保障費は五百六十四億二千二百万円です。そうすると、そういう中で国のこの予算のあれをどうにすると……。○小山政府委員 いま手元に資料がございせんので取り寄せて申し上げますが、大体滝井先生見当をおつけのように、少なくとも現在の段階では、社会保障費のうちで医療関係の費用がおそらく六、七割にはなつておつたと思ひます。なお正確な資料はたまたま整理しまして、後ほど申し上げます。

○滝井委員 私ちょっと計算をしたら、そうはならぬのじゃないかと思ひますが、とにかく六、七割と小山さんが考える程度に、相当に多いといふことは事実です。そうしますと、小山さんの感覚としては、この経費というものは——いままであなた方がたびたびこの委員会で行うように、医療費とい

うものは、とにかく二割前後毎年伸びていくことは確実ですね。どこまでも二割伸び続けていくかというところは疑問があります。疑問がありますけれども、少なくとも減ることはないだろう。伸びる情勢というものは、ずっとやはりカーブが急カーブになるか、なだらかなカーブになるかの違いはあるにしても、伸びることは確実だと思ひます。そうしますと、いま言つたように、小山さんの感覚では六、七割、私では五割かそこら辺、半分ぐらいいはないかと思ひます。だけれども、とにかくそれだけのものを占めておるわけですから、社会保障費と言へば、生活保護から結核予防策費まで、みんな入つておるわけです。したがって年金が入る余地があるのかどうか。だから、私がお今後伸びていくという客観情勢があるというものが私の認識、したがって、このカーブというものは、いままでみだりな急激な上昇カーブはとらぬにしても、なだらかなになるにしても、とにかく伸びていくことは確実。そうすると、あなたの感じとしては、そこに所得保障をする厚生年金なり国民年金が、大幅に給付の改善をされるという客観的な見通しが、医療を担当する側から言つて、出てくるのかこないのかというその二点を聞きたいわけです。

○小山政府委員 医療の費用の見通しについては、私、先生のおっしゃるとおりだと思ひます。やはり今後ともある程度のテンポで伸びていくと思ひます。特に国民健康保険関係の医療費というものはまだまだ伸びておる最中ではございますので、いづれにしても、このほうの伸びはそう変わらぬと思ひます。ただ、全体としてどうなるかというところについては、元来社会保障の調達財源としましては国庫負担も一つの有力な部門でございますけれども、それよりもっと基本的なものは、何といつても保険料であるわけでございます。そういう点から考えますならば、現状から見ると、保険料という形で調達される社会保障の財源

というものはまだまだあり得る。そういう部門の充実を通じて、厚生年金にせよ国民年金にせよ、十分伸び得る。ただ国民年金の場合は、対象の性質上、当然それに伴って相当部分を国の財政負担に持ち込まなければならぬという事情がありますから、国の財政負担の中で、年金部門を中心にした社会保障関係の分野により多くのものを分けるということが必要になると思いますが、その点の将来の見通しというのが今後どうなるかという点が一つの問題であろうか、かように私も医療のほうの分野からは考えております。

○滝井委員 国民年金に国の財政負担というものを相当持ち込まなければならぬということは、われわれもそう思います。その点については、あなたと私との間に意見の相違はない。したがって、この点はお互い意見が一致しておるし、年金局長もそういう意見ですから、これは三者意見の一致を見ておるわけです。そこで、問題は医療のほうです。医療のほうでは、小山さんが何かいまアクトセントつたのは、保険料がうんと負担ができるというところによつてアクトセントをつけたわけですが、そのアクトセントにもかかわらず、私は医療に対する国庫負担というものはいまより増加をする客観情勢が濃厚だと思ふが、この点については小山さんはどう考えているか。

○小山政府委員 割合として増加する可能性のある分野としては、国民健康保険と日雇い労働者の健康保険の部門があるわけでございます。この方面については、やはりもう少し国庫負担は増していかなくちゃいかぬと思っております。それから、それ以外の被用者保険につきましても、現在の財政事情から、ある期間はある程度でこ入れは必要だろうと思っておりますが、それにしましても、政府管掌健康保健で申しますならば、給付費の規模が二千五百億とか二千六百億というような大きな規模の中で考えられる国庫負担としては、割合から見ればそう大きなものは必要ない。ただ、全体の規模が大きいという事情からいたしまして、さしあたりつき込まなければなら

ない国の補助的な費用というものの額は、一時的にはある程度大きくならざるを得ない、かように考えております。

○滝井委員 そうしますと、私は非常に長期の見通しでいふ議論をしておるのではないのです。昭和四十三年という中期経済計画の終期を一応議論の終局として見て言っておるわけですが、それはどうしてかと言ふと、そんな先のことは、これはもうなかなか議論してもうまくいかぬわけですよ。議論がかなり合わない。だから、少なくとも出てきておるものは、二兆一千億という四十三年の時点が出てくるわけですが、振替所得としては、これは当時の池田内閣のときの所得倍増計画の相当大幅な手直しをして、そして同時に、経済の伸び等もやはりある程度科学的に見て、物価も安定をさせるというところで見てきておるわけですが、それがまた社会保険の計画についてこれを変更するといふことはどなたにも言っていないので、その四十三年度の中期計画を基礎にしてやらざるを得ない。そうすると、医療については、国民健康保険と日雇いは増加する情勢だ。それから被用者保険については、二千五百億とか六百億のワケの中の問題だけれども、国庫負担はそう増加をしないだろう。しかし、当面、ことしの政府管掌健康保険だと六百五十九億の赤字が出るという可能性があるとすれば、これは一時的にせよ相当入れなければならぬ。一時的ということは、やはりここ一、二年は入れなければならぬということになります。それ、すく四十三年度になつてしまふ。そういうことになりまふと、四十三年度までにおける所得保障の二大支柱である年金の問題について、そう多くの期待をするのは困難ではないだろうかといふことを、私は結局結論として言いたいわけですよ。それをあなたの方が、二本立てでやるのだ、このごろこうおっしゃつてきておるわけですから、その二本立ての厚生年金は充足したのだが、一体国民年金がそういう来年度の五年の改定期を迎え

て、もういまから腹がまえをしなければならぬのだが、できましようかといふことです。それをひとつ科学的にできるという証明をしてもらわぬことは話にならぬ。そのことは、二兆一千億の振替所得を要するといふことなんですよ。だから、そこまであなたの方、やはり腹をきめておるのかどうか、私は聞きたいわけですよ。

○山本（三）政府委員 国民年金の改正を控えておりますが、この中期経済計画の指標といふものは、目標年次における振替所得の額といふものは確保したいといふという前提で考えまして、現在差し迫つて控えております国民年金の改正といふものを、拠出年金のほかにまた福祉年金につきましても、それとの見合いにおいて改善をしていかなければならぬわけでありまして、それを、四十三年度の目標年次といふものの振替所得の見込み額といふものに達するような国民年金の改正といふものは、可能だと考えております。

○滝井委員 そうすると、中期経済計画のワケの中で、一万円年金に見合う国民年金の改定は可能だ、こういうことですね。それでは、経済企画庁がいらっしゃつたのでお聞きすることになるのですが、調査官いらつしやいますね。これは厚生省から出向して、一緒にあなたの方と作業をされたと思うのですが、厚生省から出向した人が来ているのじゃないか、それじゃだめだ。厚生省から出向して作業したでしようと言つたら、厚生省から出向した人が来ているのじゃだめです。——まあいいや。

二兆一千億といふのが、昭和四十三年度における中期経済計画の中における振替所得の額です。三十八年が九千七百億円程度です。そうすると、その二兆一千億の中で年金の占める額はどの程度と見ておるか。

○蔵田説明員 社会保障につきましては振替所得をもつてあらわしているわけなんです。しかし、その中身につきましては、内々では検討したしたわけでございますけれども、なかなか諸般の事情がありまして、中身がはつきり幾らというこ

とはきめてないわけですが、そういうふうな状況でございますから、全体の社会保障の規模、それが経済成長あるいはまた社会資本の伸び、その他諸般の事情等から見てどの程度進めべきであるかといふことをきめるのが、中期経済計画として非常に意義があるといふふうに私は理解しております。ですから、中身のこまかい、たとえば年金はそのうち幾らくらいになるかといふことは、正式にはきめておらぬわけですよ。

○滝井委員 正式にきめておらぬと言ふけれども、三年先のことでしよう。そうすると、ことしのたとえば国民年金の予算を見ると、国民年金の給付が、去年が十五億六千四百九十八万七千円、約十五億ですね。ことしの拠出制の国民年金の給付は二十一億三千三百三十六万六千円、こういうふうに去年からことしに伸びが出てきておるわけですよ。それから無拠出の福祉年金は、四百十五億が三百九十八億に減つてきておるわけですよ。いま年金局長が言つたように、一万円年金が実現したのだから、したがって一万円年金が、昭和四十三年にはどの程度の厚生年金の被保険者の受給者が出るかといふことです。これは計算ができるわけですよ。できるでしよう。これは計算ができるわけですよ。三千五百円の二倍程度に持っていきたい、こういうのだから、これも計算できますよ。これは計算できる。老人人口がきまつておるのだから、これも計算できる。あと国家公務員の共済組合も、地方公務員の共済組合も、公企業も大体計算できる。そうすると、それを足せばわかるじゃないですか。それを中身は——二兆一千億といふ数字を出して、国民所得の七％とか五・六％とか出しているわけですよ。国民所得が出てきておるわけですよ。そうして積み上げた数字が出てきておる中身が出ないなんて、そんなばかなことなら、われわれもこの審議をやめますよ。そんなものは審議したつて意味がない。

○蔵田説明員 それは、先生のおっしゃつたようなことは実は作業したわけですよ。ですから、大体内々の資料はあるわけなんです。しかしながら、

われわれの国民生活分科会という今井一男先生が会長になっているところいろいろ審議したところ、全体のワク七%自体が非常に問題だったわけですが、われわれとしてはもう少し上げたいというふうな希望があったわけですが、先ほど申し上げた経済成長、国際収支その他のいろいろな制約、条件によりまして七%程度におさまったというふうなことです。ですから、気持ちとしてはもう少し上げたいというふうなことがあったわけですが、まあ七%でおさまった。しかしながらその内容は、いま先生のおっしゃっている年金部門については、これはかなり見込みましても振替所得として出てくる金が、現行制度のままでありまして、さほどふえないのです。かりに一万円年金にしまして、振替所得となつて出てくる金額は、全体から見るとさほどの額ではないということ、年金部門については、いま年金局長からおっしゃったような、たとえば一万円年金が実現できるとか、あるいはまた健康保険につきましても給付の割合をもう少し上げられるのじやなからうか、それから児童手当などにつきましても、この期間中に実現することを本格的に検討するということを書いているわけですが、しかしながら、そのこまかい、たとえば社会資本の配分のように、道路何兆円というふうなことはやらぬ。むしろその全体のワクをきめることが主眼であり、また各省との折衝といえますが、その中身をこれにするというところはいろいろな問題がありまして、そこまでは決定できなかったというふうなこともあります。いろいろなことがありまして、いま申し上げたことになったわけですが、

○滝井委員 それがおかしいんです。内々はやっております、しかし言われません。こんなものは秘密でも何でもありません。道路は一兆一千億とか二兆一千億とか出てきておる、治山治水も計画ができる。それから生活環境施設整備の五カ年計画もできるんだ、そういう五カ年計画ができて予算の数字がついておるのに、どうして社会保障だけが、二兆一千億という数字がばつんと出て、

富士山の頂上だけがでて、あとはみんな雲におわれていっているというわけになる。やはりすそ野から数字を示さなければいけません。その数字を示されぬという理由はない。その内々やっている数字を出してみたい。そういうこととさえてきないからこそ、日本の社会保障は風にそよぐアシになつてしまつたのです。人間尊重内閣の一番大事などところを雲の中に置いておいて、空に高くそびゆる富士の山の頂上だけしか見えぬという、そんなばかなことはない。すそ野がはつきりしないから、頭がしゅちゅちゅ変わるでしょう。そういうことで山本年年金局長あたりが満足をしておられるなら、これは山本さんの不信任案です。これはどうも厚生大臣がだらしないので、こういうことでは処置がないのです。だからここでひとつ内々の数字を出してください。きょう持つていなければ、次会にそれを資料として出してくださいます。どうですか事務次官、当然これは出すべきものですよ。

医療のほうは、もうすでに、小山さんは六割、七割と言つたが、計算しておるから、何割になつておるかかわかると思ふのです。医療のほうは現実にはきちんと出て、それが減ることはない、伸びる情勢にある。そうすると、二兆一千億というワクがきまつておるのだから、その中で医療の占める比率が多くなれば年金の占める比率が少なくなるというところは、赤ん坊だつて知っているわけだ。だから年金をやるならば、年金をふやさなければいかぬということ、二兆一千億の修正を要求しなければいけません。それは与党だつて野党だつて、あなたの方だつて一緒になつて要求しなければいけません。ところが、二兆一千億のワクしかないのに年金のほうは黙つておれば、年金の制度が確立しない。いたずらに被保険者の保険料の負担だけをふやして、国庫負担はできるだけ押えていこう、こういう非社会保障的な時代逆行の政策をとらざるを得ないことになるのです。それは自民党に対しても、選挙に負けさせることになるから気の毒ですよ、率直に言つて。だから、もう

少しそこあたりをはつきり、どうですか。これ以上質問したつて数字を言わなければ話にならない。次会に資料をひとつぜひ委員長から要求してもらいたいのです。内々なんと言つたつて、こんなもの秘密でも何でもありません。いたずらに極秘の判を押すからいかにぬと、この間佐藤総理も閣議で言つたでしょう。出すものは出す、ほんとうに極秘のものは極秘で出さぬようにする。極秘の判を押しておつて、三矢事件みたいにばらばら出てしまつてはいかぬというので閣議で注意されておる。こんなものは出してけつこうです。今井一男さんが見られるものを、何で滝井義高が見られぬかということ。今井一男さんが知つておるものを、われわれだつて知つてかまわぬわけですよ。どうですか、経済企画庁出してくれませんか。

○蔵田説明員 それはさつき申し上げたように、いろいろな情勢によつてきまつた。それでその中身については、われわれとしてはいま検討する意思はないわけですが、というか、はつきりこうだと定めるつもりはないわけですが、しかしながら、先生のおっしゃったように、われわれとしては、もっともつとふやしたいという気持ちには非常にあります。今度の計画は、御承知のように、マクロモデルという計量経済学的手法を使いましてやつたわけなのです。それで国際収支であるとか、さつき申し上げた物価であるとか、そういう制約、条件をいろいろ考へながらきめたわけなのです。ですから、中身までこうだということを検討するのはいいかどうか。たとえば社会資本については、道路幾らというふうな計画は、社会保障から見ますとわりあいにはいままに経験もあるし、やりやすいということもありますし、また社会保障が激動期といひますか、児童手当あたりを今度の五カ年間でつくりたいという空気がなつておるわけですが、したがつて、中身としては、各省これだけのだといふふうなことをやるとすれば、非常に時間がかかるということですね。中期経済計画の中身としてきめることについては、いま早急にはできない、こういう御返事を申し上げるよりしかた

がないのです。

○滝井委員 中身について経済企画庁は検討する意思がないと言つたつて、厚生省は検討しておるのです。いま現実に行つておるのです。だからあなたの方々がなくとも、二兆一千億というワクで定められることは確実なのです、これで締め上げられてくるのだから。したがつて、このワクを拡大するためには、医療というものがこんなに大きな比重を占めておりますよ、あと年金部門というものは少ししかないわけですよ、その上に、私がいま尋ねようと思つたらあなたが先に言つたが、その上に今度四十一年から児童手当をやることになるのです。これでは年金はもうサンドイッチじゃありませんかということをお願いしたいわけですよ。それならば年金を一体どうするのだ、二兆一千億のワクを拡大する以外にないのじやないか、中期経済計画の修正に持つていかざるを得ない、その財源はどこから持つてくる、それじゃ公共投資を少しゆるやかにするよりほかはないのじやないかということになる。公共投資が三分の一以上占めているのだから、そういう議論の発展がなければ、一つのワクの中で議論をしているのだから、財源というのはいち一定しているのだから、そんなに無制限に財源が拡大するものじやない。だから遠慮して、社会保障の年金部門については、われわれはもう内容を討議する意思がありませんと言つてあなたの方々が放棄してしまえば、しかも厚生省から出ていっている本家本元が放棄してしまえば、山本さんたちは何も言われぬことになつてしまふ。したがつていつも大蔵省から頭を押えられて、今度われわれが労働組合から頭をたかれて、ようやく二割増加をしなればならぬという形になる。しかも二割は不満だと労働組合はまだ言つておる。へまをすれば厚生年金をつぶすぞと言つておる。そういう不満な形ではないかぬのであつて、もう少し資料を出してください。全然そんなものをつくりたいというなら、ばくらはできるまで待ちますよ。こんなものしばらくできるまで待つていたほうがいい、来年になつ

で大幅にやっただけがいいです。一番大事な基本の資料さえ出さずに、ただ枝葉の千円か千百円の福祉年金を、たった百円か二百円ずつふやすというその場限りの政策だったら話にならぬです。もう少し四十三三年ぐらゐの二、三年先の見通しも立ててやってもらわぬことには話にならぬです。経済企画庁長官を呼んでもらいたい。これ以上彼に聞いたためですから、経済企画庁長官を呼んでください。

それでは、いまのところをちょっとあれしておきます。そうすると、昭和四十年における年金だけの給付というのはどの程度になっていますか。

○山本(正)政府委員 四十年の予算では、厚生年金が約三百八十億、それから国民年金が、福祉年金と拠出年金を合わせまして四百十億、こういう計算になっております。その他、船員が二十数億でございます。それから各種共済組合がございしますが、各種共済組合の給付の総額の数字は、いま調べておりますから、あとで申し上げます。

○滝井委員 私が聞きたいのは、その総額が聞きたいわけですね。だから、厚生年金、国民年金、これは福祉年金を加えますね。それから国家公務員、地方公務員、公企業、船員保険、これだけで、その四十年が幾らになるのか。——あとでけっこうです。

それから、医療の額はわかりましたか。——わからなければあとでけっこうです。

それは経済企画庁長官が来るまでちょっと置いておきます。すでにもう四十年なり三十九年、三十八年と、その現実の伸びがずっと出てきておるわけですから、大体類推をやって、政策的な配慮を、もうすでに二倍程度やりたいということとを言っているのだから、すぐ四十三年度は出るはずですよ。もとをしっかりと把握しておらぬから、結局言われないだけのことです。そうすれば、年金の額が一体振替所得の中にどの程度占めるか。あとは医療だけです。そうすると、一体四十一年度における児童手当をやる政策は、二兆

一千百億の中で出てくるのか出てこないのかという、ここまでは大体詰められていくわけですよ。それくらいのことをぼくらに教えてもらわなければ、資料を握ってしまっておられるあなたの方です。……われわれは、一々そのこまかいところまでは手が届かぬわけですね。だから、われわれの質疑応答を通じてその見定めをつけたというものがわれわれの考えですから、経済企画庁長官が来るまでに明白にしておいていただきたいと思うのです。

次は、そのちょっと大きな大局論をしばらくおいて、御存じのとおり、日本の人口構成というものが、ピラミッド型、富士山型の人口構成からつぼ型の人口構成になりつつあるわけですね。いわゆる老人人口がふえる、年少人口が減少するという形態になりつつあるわけですね。同時に、その中で被保険者階層の流動化というのが非常に顕著になりつつあるわけですね。今度の国会でも、与党の賛成を得て五人未満なり日雇いに、特に五人未満については二年をこえない範囲で厚生年金の適用をする、こういう形になってきたわけですね。そして、さいせんから指摘をしますように、農村における働き手というのが都市に流入して、この形になってくるのかというものです。国民年金の姿はどういう形になってくるかということですね。

○山本(正)政府委員 御指摘のように、人口の流動化といいますが、産業構造の変化といえますか、そういう事象が急激に起こっているわけではございません。その意味におきまして、国民年金がどういう形になってくるかという御指摘でございますが、これは一つには国民年金が自営業者、特に農村を中心にいたしておることからいって、農村人口がどういった数になるかということ、これが被保険者の推移に影響してくるわけでございます。もう一つは、この農村人口の年齢配分といえますか、構造がどういった形になるか。ある年齢層に層がかたまるといって懸念

されるわけではございまして、そういう形がどう変化していくかということによって、自営業者、特に農村を対象としておる部門につきましては相当な変化が起こってくる、かように考えられるわけでございます。

それからもう一つは、都市の自営業者につきましては、被用者保険に振りかわってくる方向をたどらなければならぬということによりまして、その被用者保険に振りかわらない自営業者というものが、どういった形で残るかということを考えなければいかぬわけではございますが、一般的に申しまして、農村においても都市の自営業者においても、国民年金の対象となつていく人口、国民のいろいろの構造というものは、変わってくると思われなければならないと思っております。

○滝井委員 変わってくるのはわかるわけですね。どういふふうに変わるのかということをお聞きしたいわけですね。それはあなたが、来年二倍くらいにしたい、こうおっしゃるわけですね。二倍がでなければ、少なくとも厚生年金のフラット額、定額部分の五千円にはしなければかぬと思うのです。そうしますと、二倍にすれば七千円になるわけですが、それはその財源を負担する保険料の問題にすぐはね返ってくるわけですね。そうすると、もう私の見るところでは、五人未満を厚生年金に入れる、それから最近における農村の出かきなどの問題を提起しておりますけれども、だんだん出かきなどが恒常化してきますと、これは必然的に日雇い健康保険が健康保険に入ることになる。そのことは、同時に国民年金から厚生年金への移動の転機になるわけですね。そうすると、日本の農業は、じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃん、三ちゃん農業と言っておったのだが、最近私の友だちの話を聞いたら、滝井君、もはや三ちゃん農業ではない、一ちゃん農業だ、かあちゃん一人になりつつある、こういうことですね。国民年金の対象は女子だけになる可能性がある。そうして負担能力が非常に低いという形が出てくるわけですね。こ

こに、この前から私が言っている一体妻の座をどうするという問題にも関連してくる。これは労働者の妻になる。農民であるけれども、ハーフプロデューサー、半生産者の形になって、そうして半分は雇用労働者になる可能性が出てくるわけですね。そうすると、その場合の妻の形というのはどういふ形になるのかという問題が提起されるわけでしょう。そして御存じのように、平均寿命は男子が六十七歳、女子は七十二歳でしよう。負担能力は少なくて、そうして長期にわたって年金を取るといふことが出てくるわけですね。この場合、一体この国民年金をどうやるかということになると、この政策を採用する場合は相当大幅な国庫負担というものを考へておかないと、年金制度の前進というものはあり得ないですよ。非常にいびつな年金制度になる。医療における国民健康保険と被用者保険とのアンバランスと同じ形が、長期だけに年金には出てくるわけですね。だから、そこらあたりをもう少し——来年やるのですからね。基本的な方向だけは基礎固めをしてもらわなければいかぬのじゃないか、それを一体どう考へておるかということですね。

○山本(正)政府委員 おっしゃられるような事態というものは考へられるわけではございますが、制度の改正につきましては、やはり現時点に立つて、そして現時点に立つての政治的な觀察ということにならざるを得ないと思ひます。動態的に将来どういふふうに変化するであろうという推測を入れましていろいろの数字計算をするというわけにはいたしませんので、やはり現時点に立つての政治的な判断ということをお考へるわけではございませう。そういう意味におきまして、確かに変動はいたしておるわけではございますが、五年前と現在と比べましての変動はあるにいたしまして、非常に極端な形であらわれてきているかどうかということとは、実際に基きまして年齢構成その他の数字計算の基礎資料というものを整えまして、現時点における判断に立つて考へなければいかぬじゃないか、かように考へております。

〔竹内委員長代理退席、委員長着席〕

○實本政府委員 当初兎足當時は、四、六で若年層を多く見ております。

○流井委員 ちょっと私の発言を直しておきます。ファイティー・ファイティーでなくて、六、四に見ておったのです。ところが、今度の予算がふえるということは、結局ファイティー・ファイティーに見るといことなですよ。年をとつた人と若年と同じ、こういう形に見るからこそふえるのです。きょうは、もう予鈴が鳴りましたかそれやめませうけれども、あなたの方のほうの専門家を

○山本(正)政府

○滝井委員 医療のほうその他も次会までにき
ちっと出してください。

○小山政府委員 医療のほうを申し上げます。
三十八年度をとって比べてみますと、中期経済計画を立てる際に判断の基礎にいたしました医療保険の給付費が、すでにおよそ千億達っております。あの当時おおよそ三千八百三十億程度というふうに踏んだわけでありますが、実際は、すでに医療保険における保険者負担の費用が四千八百二十三億になっておりますから、ちょうど千億程度をこえてきておるわけでございます。したがって、中期経済計画の全期間このズレがそのまま自動的にいくといたしましても、最終年次には、これがそのまま五千億ないし六千億の違ひは当然出るわけでございます。これにさらに伸び率が加かりますから、その意味において、中期経済計画をつくるときに予定しておいた医療保険の費用上

○浦井委員　そうしますと、三十八年

それで、これはいまの小山さんの証言のとおり六割ないし七割に占めるとすれば、山本さんのは

うにいく金はない。いわんや児童手当なんというものを四十一年度からつくるなんと言ったって、それはさかさまになっても鼻血も出ないという形になる。これはおよそ確認ができた。次会もう一回経済企画庁長官にぜひ来ていただいて、この中期経済計画における振替所得の問題をきちっとしない、政策の展望ができないのですよ。政策の展望なくしてその日暮らしをやれば、社会保障というものも、いつもいままんなから頭をたたかれておるように今度は山本さんがみんなから頭をたたかれるので、前車の轍を踏んではいかぬ。これまで一回失敗したら、将来失敗しないようにしないと、そう歴史が同じ道ばかり歩まぬように、少しは歴史を前進的な、いい革新的な道をひとつ歩いてもらいたい。革新的になれと言ったって、社会党になれという意味ではない。こういうことです。だから、次会もう一べんいまのような質問をやりますから、もう少しあなた方も資料を固めておいて来てもらいたい。

委員長、これで終わります。

午後一時五十九分休憩

質疑を続けます。滝井義高君。

午前中本會議前

一体、拠出制の国民年金が発足をした三十六年

○實本政府委員 三十六年の発足当時から申し上

○滝井委員 だんだん外

○滝井委員　だんだん被保険者の数が増加してお

るわけですが、これは制度の普及によつて国民年金というものをそれ市町村事務当局も熟知をして、そして被保険者の未加入者を把握することによつてだんだん数がふえてきているわけですね。一体四十一年、四十二年、四十三年の推移といふものをどう見ておるかということです。これは御存じのとおり二十二、二十三、二十四とベビーブームが起つて、日本の出生人口が二百五十万あるいは六十万になつてきているわけです。それ以降出生人口はずつと減つてきているわけですね。現在、御存じのとおり百五、六十万しか赤ちゃんは生まれないわけです。そうしますと、四十二、三年以降になりますと、新規若年の労働力というものが急激に不足してくるわけです。そのことは、必然的に国民年金の被保険者にも反映してくる可能性があるわけです。なぜならば、新規若年労働力が雇用労働化していく可能性というものが十分あるわけです。農業に残る数は非常に少ない。中小企業も新規若年労働力の雇用というものが停滞をする、こういう客観情勢になつてきますと、中小企業といつても五人未満ですね、そうしますと一体四十一、四十二、四十三の推移というものをどういうふうに見ておるかということですね。

○資本政府委員 従来の被保険者の年度別経過をたどつての増を申し上げましたが、その内訳から申し上げますと、若年労働者の二十歳到達者を中心とした数は、先生のおっしゃる通りに若干減つてまいっております。そして全体といたしまして、やはり老齢化の現象が徐々に出てはまいっておりまふ。新規適用者の数を、一応三十九年度の実績に基づいて四十年度以降考へております計画といたしましては、大体適用予定者五十万前後を見込んで、四十一年、四十二年と二十歳到達者を中心とした若年の新規加入者の適用計画を、基礎数字を大体年間五十万と見込んで、各年度に三十万から四十万適用者をふやしていきたい、こういうふうな考え方であるわけです。

○滝井委員 これは、私昨年であつたか、満二十

歳になつた人たちがどういう加入状況を示すかという点について質問をしたことがあるのです。当時非常に不満足な答弁しかできませんでしたけれども、この前の質問を通じて見ても、二十歳に達した人で十分年金の意義を認識して加入する数といふのは、必ずしもそんなに多くないのです。私、いまの傾向もたいてい変わらなかつたように、新しく満二十歳になつて国民年金に加入する人が相対的に減少をしていく、特にベビーブームが過ぎたあとにおける若年人口の減少といふものが、その傾向に拍車をかけることになるわけです。そして全体として老齢化の傾向が国民年金の被保険者階層にふえてくるということになりますと、そのことは、大局論から見ると、年金の経済が安定しないことを意味してくるわけです。しかも同時に、その中年層の中でも、三十五歳に近い中年層は、この際早く新しい職場に転換をしていかないと、年をとつてからではつづしがきかないといふので出ていく可能性が出てくることは、農民離村の状態を見ても明らかなんです。そうして残つておる被保険者といふものが老齢化してくれば、その経済的な負担能力には限界がくるわけです。

一方女子が増加をして、被保険者の老齢化が起こつてくるということになりますと、物価上昇なり国民の生活水準上昇につれて年金の給付を引き上げようとするれば、それに見合う保険料の引き上げといふものが並行してこないといけないわけですね。それが不可能になるわけです。そうすると、厚生年金の一万円年金に追いつこうとするば、必然的に国庫負担を国民健康保険と同じように国民年金にも入れざるを得ないという形が出てくる。そういう認識はわれわれと同じなんですよ。うね。その点はどうか。

○山本(正)政府委員 将来の見通しにつきましてどう考へるかという点は、先生のおっしゃられたような要素といふものが出てくることは考えられるわけでございます。そうした場合に、国民年金を厚生年金なりその他の年金と比較しながら

内容を充実していくという場合にどういふふうな結果になるかということになりますと、保険料、国庫負担といふ問題をどういふバランスで考へていくか。給付の面を固定的に考へますれば、保険料なり国庫負担といふものでまかなわなければならぬ。それで保険料が、負担能力がなければ国庫負担になるのじゃないか、こういう論法で先生はおっしゃられたかと存じますが、現時点に立ちまして将来の趨勢を非常に悲観的に考へていくかどうかといふ問題はありますが、いずれにいたしましても現在の仕組みから申しまして、保険料、国庫負担といふもののかね合いにおいてどういふ費用をまかなつていくかを考へざるを得ぬと思ひます。

○滝井委員 私がどうしてこういう非常に遠回しの質問をするかといふと、御存じのとおり、政府は、無拠出の年金が昭和三十四年十一月ですが、発足して以来、画一な原則なしに無拠出年金を上げてきています。声が強くなる選挙の前になると、百円か二百円かよと上げるわけですね。これは選挙対策じゃないかもしれぬけれども、われわれ野党から見るとそんな感じがするわけでは、三十三年度、国民年金の拠出部分については、三千五百円据え置いたままにきているわけです。保険料もそのままだんです。無拠出は、物価が上がつた、国民の生活水準が上がつた、あれ玉年金だから、あめの値が高くなつたら何ぼかこれは上げなければならぬと言ひながら、池田さんのときは七割、総理府の統計から見ても物価は二割六分も七分も上げておきながらこれは一割しか上げなかつた。百円しか上げなかつた。そして今度佐藤さんになつて、人間尊重というので、改定を前にして二百円くらい上げていくわけですね。これを一割上げ、さらに二割上げ、三割上げになるのならば、無拠出の年金は三千五百円のとときに千円でバランスがとれておつたはずなんです。それをお上げになつて、今度は拠出の年金はそのまま据え置いて五年周期的な改正を待つてくれ、こういうことになつておるわけですね。これではバランスが合

われないわけです。そのときになつて、今度は拠出を上げたからこれもまた上げなければならぬことになるのは当然なんです。それならば何年あつて上げずに、来年一緒にひとつ思い切つて二倍にしてもらつたらどうかといふことなんです。百円や二百円上げておると、大蔵大臣は必ず、山本君、去年二百円上げたじゃないか、またことし上げるのか、そんなのはだめだと言ひますよ。だから、国民年金をあなたの言うように二倍にするといふならば、無拠出のほうも二倍にする、こうでなければつじつまは合はぬでしょう。それをちよびりスズメの涙ほど、あめ玉だからといってあめ玉のこぶをちよつとつけるのではおかしいじゃないか。こういうものにも何か原則をつくらなければいかぬのじゃないか。それはちよつと拠出制の国民年金にスライド制のルールを確立したいといふように、こういう無拠出のものにもルールを確立する必要があるのじゃないかという感じがするのです。ルールがないから、どこを讀んでも、一体どういふ理論的な根拠から二百円にしたのかよくわからないのです。加算だつて三万を四万に上げてみたり、所得税のほうは、それそれ適用に問題があるのかもしれないけれども、税法に従つてお上げになつたのかもしれないけれども、よく讀んでおつてもはつきりした原則がわれわれにはわからないのです。おそらく物価が上がつたから、児童手当や重度精神薄弱児扶養手当も国民年金になつて上げたのだらうといふことくらいしかわからないのです。そこらあたりの原則を確立しておく必要があるのじゃないか。こういうものは長期のもので、三から五年の先はおぼろげなつく形、少なくとも三年や五年の先はおぼろげながらわかるということにしておく必要がある。それが全然わからぬといふのではおかしいという感じがするわけです。

○山本(正)政府委員 おっしゃられるとおり、福祉年金と拠出制年金との関係におきまして、一つの考へといひましては、福祉年金を拠出年金とあわせて引き上げられるなら引き上げるといふこ

とを考へるべきじゃないかという議論もあるわけ
でございます。そしてまた、福祉年金を前同百円
上げまして今回二百円上げるといふ問題につきま
しても、来年度福祉年金の年金に手をつけるなら
ば、そのときに福祉年金をどうするかということ
を明確にして考へるべきじゃないかという議論も
あったわけでございます。ただ、先ほども先生御
指摘のように、実は物価の上昇というものをいま
して、制度発足当時と比較して三割を引き上げな
いと実質価値が維持できないという事実の上に立
ちまして、前回の分も含めて三割引き上げるとい
うように、千三百円ということをお断り年金につ
いて考へたわけでございます。

それから、所得制限の緩和等につきましても
ルールがないじゃないかという御指摘ございま
すが、これは従来、税法等のリンクがある部分はそ
の税法上の措置が変わってくるに依りまして変更
いたしておりますし、またそうでない扶養家族の
所得による制限につきましても、生活水準の上昇
に依りまして、従来福祉年金を受給しておいた人
たちは本年度においてもあるいは来年度におい
ても大体受給できるといったような考え方によつ
て、その限度において扶養親族の所得制限を緩和
していく、こういう方向を毎年とってきたわけ
でございます。ことしもまたそういう方向で大
体一割ぐらい限度を上げてまして、従来もらつて
おいた人はやはりもらえるといった観点に立つて
の措置でございます。

○滝井委員 三割引き上げることによって実質価
値を維持した、こうおっしゃるわけですが、ところ
が、拠出制の年金のほうは、今度は実質価値が維
持できないわけですね。維持ができないままに給
付が行なわれてきているわけですね。ことしの予算
にも、さいせん御説明になったとおり二十一億余
りの給付を行なう。この人たちはアンバランスな
んです。そうでしょう。物価は三割も三割も上
がっております。そうして掛け金をかけなかった人
は三割だけ上げてもらつたけれども、掛け金をか
けた人は、上げていない価値でもらっているわけ

です。こういうアンバランスが出てきたわけ
です。そうでしょう。これについては、ほかかぶり
をして何も言わないわけですね。だから、金をかけ
ておいた人のほうが冷遇をされて、かけない人が
優遇をされる制度なんじゃないものではないわけ
です。こういうものを一体どう考へておられるかと私
は言いたいです。そうでしょう、現実に。さい
せんあなた方にちょっと計算してもらつたよう
に、これはことしが合わせて四百六十億。そうす
ると、四十三年になりますと、今度はこれが逆転
をする可能性が出てくるわけですね。片一方を倍に
して七千円の年金にします。そうすると、これが
もしいふ言つたように三割かそこらでいっておつ
たのでは、無拠出のほうに倍にならぬわけですね。

拠出は四十三年には倍になった。ところが、こち
らが今度は倍におくられてくるわけですね。こうい
うのもシーソーゲームのような、ちがはくの形で
はいかぬと言つたのです。拠出と無拠出というの
は、やはり同じ日本人を対象にするのですから、
お互いに年金としての価値を保つていかざるを得
ないのではないかと。ところが、いまや顕著に、金
を出していない無拠出のほうに実質価値を維持で
きたが、拠出のほうに実質価値が維持できていな
い。四十三年になつたらそれが逆になる可能性が
出てくるという心配をされているわけですね。だか
ら、そこをもう少し調子を合わせる必要がある
のではないかと。オーケストラにしてくれと言つた
のです。それをオーケストラにせず、かゝって気ま
まなことをやる。これは神田さんの責任です。も
う少し、あなたが指揮棒をうまく振らなければい
かぬのです。この指揮棒というものは、ただ年金の
内部におけるシンフォニーをうまくやるばかりで
はない、年金と医療とを今度は調子を合わせなけ
ればいかぬ。それが全部できていないのです。だ
から、いま私は国民年金の中の無拠出と拠出のア
ンバランスをついた。さいせんは医療と全年金と
の間のバランスシートを追及しておつたのだが、
そこがまだ答えが出ておらない。そこは、実質
価値を維持しない年金を、無拠出のものは修正し

たが、拠出のものについてはどういうことになる
のですか。

○山本(正)政府委員 滝井先生も御承知の上で言
われていることでございますが、拠出制の年金に
つきましては、厚生年金もそうでございますが、
五年ごとの数値計算の時期においていじつておる
のでございます。また、拠出制の年金につきまし
ては、やはり給付と掛け金という保険料との見合
いというものを考へていかなければなりませんの
で、その間における基礎資料の変化というもの
も、これは慣例としても五年ごとの実績を見て
とつて、それに基づいて拠出制の給付と掛け金と
いうバランスを考へながら改善していくというの
が適當であるという考へに立つておるわけござ
います。これは何年にも限る問題ではございま
せんけれども、適當な時期としては五年ごとぐら
いが適當である。したがつて、その結果、先生の御
指摘になりましたように、五年後の再計算並びに
その際における給付の改善を行なつて、それが物
価以上に給付改善をするという結果になると、今
度は無拠出年金とのアンバランスができてくるの
ではないかといった御指摘でございますが、無拠
出年金、福祉年金につきましては制度発足当時か
らいろいろ御議論がございまして、とにかくこれ
は全額国庫負担の年金であるから、毎年といえど
も物価の状況等を見て、政策的に給付改善をして
いくのが適當じゃないかという御議論もあつたわ
けでございます。しかも受給者が、現段階におき
ましてはほとんど福祉年金である。無拠出年金
は、遺族年金等に若干は出ておりますが、全体的に
は福祉年金が中心になつて動いているという現状
に即しまして、毎年度じゃなく一年おきでござい
ますけれども、改善をしてきたわけでございます。
確かに、無拠出年金と拠出年金と正確にバラ
ンスをとつてやっていくことをやるために
は、拠出年金についても毎年度考へなければいけ
ないという問題になります。この点につきまし
ては、毎年度拠出年金を直していくというこ
とは、数値計算との関係もございまして、相当困難

な問題であると御理解願いたいと思ひます。

○松澤委員長 滝井委員に申し上げます。質問の
途中ですけれども、高橋長官が大蔵委員会のほう
にあらかじめ予定を組んでおつたそうではな
い……。

○滝井委員 ちょうど経済企画庁に質問する番に
来たわけですが、午前中に中期経済計画と年金の
関係をお質問申し上げたわけですね。今度、二兆一
千億の振替所得を、四十三年に国民所得の七
割として配分することになったわけですね。そこ
で、その二兆一千億の中に一体医療関係という
ものはどの程度占めることになるか、年金関
係は一体そのときになつたらどの程度の額になつ
て、こういう二兆一千億という積み上げができ
たのですかと質問をしたわけですね。厚生省は答
えることができなかった。あなたのほうの厚生省出
向の方がいらつして、実はその内容について
は検討する意思がないのだというお話があつた。
しかし、検討する意思がないというお話はおかしい
じゃないかと言つたら、いや、実は内々には検討し
たのですけれども、その数字はちよつと言えませ
ん、こう言うわけですね。数字が二兆一千億とい
う頭が出ておるのに、そのすそ野を出さぬとい
うわけにいかぬじゃないか、富士山は雲の上に頭が
出るが、同時に、時にはすそ野も出しますと言
つたのです。ですから、ひとつその富士山のすそ野を
明らかにしてくださいということなんです。なか
なか明らかにできないので、これはやっぱり事務当
局では明らかにできないのだらう、長官を呼んで
明らかにしたい、こういうことなんです。が、検討
した数字が出ておるはずなんです。二兆一千
億の中に拠出年金は一体どういう形で占めて
おるのか、それをひとつ御明示を願ひたい。

○高橋(衛)国務大臣 滝井先生十分御承知だと存
じますが、中期経済計画は三十九年度から四十三
年度までの計画でございますが、政府が昨年の一
月に経済審議会に諮問いたしましたその答申を得
ました次第でございます。その後、経済審議会の

八

中に国民生活分科会というのを設けまして、その機関において、われわれ日本の国民生活の内容をどういうふうに向ふべきかということについてこまかく検討はいたしたのでございます。事務当局から答へ申し上げた、つまり検討はしたがという趣旨は、政府にどうしてももらいたいという趣旨の数字の提示はあり、またそれについて検討はいたしたのでございますが、何ぶんにも項目が非常に多岐にわたる、こまかく相なっておりますので、これを総合して積み上げて一体どうしたらいいかというところの結論に至ることは非常に困難な状況であるという事柄から、しかしながら、全体として国民生活の向上に対してはこれから相当重点的に力を入れなければいかぬという、そういうふうな大まかな方針については国民生活分科会においても意見が一致いたしました。そして、おそれはお答え申し上げたと存じますが、三十八年度におきましては国民所得に対する振替所得の割合は五・三でございますが、なお目標年度である四十三年度においては七％にまで引き上げるといふ計画にいたしましたわけでございます。これは御承知かと存じますけれども、国民経済の全体としての成長率は、実質において八・一％と予定いたしました。その実質において八・一％の成長率に対して、振替所得の増加額は年率一七％に相当しておりますのでございます。いわば経済の成長の二倍以上の振替所得の増加額を見ておる。こういう点から、経済審議会の答申もまた、全体として国民生活の内容の充実とこれから大いに力を入れるのだ、他の項目に比較して、全般としては八・一％であるが、振替所得については一七％という点から見まして、そういう面では国民生活の向上に非常に大きな力を入れておるのだということだけは経済審議会においても御決定になって、そしてそういうふうな答申があったわけでございます。政府といたしましては閣議決定を受けて、それを基本的な考え方として閣議決定をいたしましたような次第でございます。各事務当局が提案をし、または要望されました具体的な数字、それを中間的な検討

討した過程もございましたけれども、国民生活分科会においても結論を得る段階に至らなかったという状況でございますので、その点は御了承願いたいと存じます。

○滝井委員 二兆一千百億、国民所得の七％という数字が出たら、その内容はおおよそどの程度のものであるか、医療と年金なり児童手当なりその他のものにこれはやはり配分があるわけですから、その他のものが、三十八年度の現実があるわけですから、その現実を無視して飛躍することはできないと思うのです。あくまでも大地にしっかりと足を踏みしめて、四十三年の展望をやらなければならぬと思う。そのときに幾ぶんの伸び縮みはあります。その証拠には、八・一％成長しないのに振替所得についてはいま御説のごとく一七％も、経済の成長率をはるかに上回ったものにして、この数字が出てきていては一体年金には総ワタの程度のものを予定したでしょうかというところからは出ない、全然議論にならないのです。

○高橋(衛)国務大臣 御質疑の御趣旨は私もよく了解できるのでございますが、今回の中期経済計画は、しばしばお答え申し上げておりますとおりマクロ的な手法、また同時に電子計算機等を使つたところの計量経済学的手法を用いてやっております次第でございます。言いかえれば全体の経済の規模がどうなるか、その相関関係においてたとえば成長率がどこまでいけるか、今度の大前提となるのは昭和四十三年度において国際収支が經常収支においてバランスがとれる、同時に消費者物価は年率二・五％に安定させる、そういうふうな前提のもとに、各般の国の施策をやつていく場合にどういふ姿であるべきかという考え方のもとに検討いたしましたわけでございます。ただ申し上げられますことは、そういう場合におきましても政策目標として、いかにも日本の現在の国民生活水準は他の先進国に比べまして相当に低い水準にある、したがって、そういう面では政策としては大きな重点を置いておくべきだという点において意見

が一致いたしました。そういう観点から、特に振替所得の増加にこういうふうな非常な力点を置いたものでございます。その点、つまりマクロ的な手法から言いつても、こまかい積み上げ計算の結果一七％というものが出たものではな

のです。過渡的なものしか出てこない。その過渡的なものは、いままでの国民年金と無拠出の福祉年金とが四百六十億ですから、これはどの程度四十三年度まで乗るかということに倍にして見ていけば、総額が出てくるのじゃないですか。私はそれが一体幾らになるかということをお尋ねしております。それを教えてもらえば、医療の側は、すでに現実にはいぜん小山保険局長が答へておるのですから、そうすると、あとは両方極がわかればその間の小さなものはわりあい詰めが早くいく。それをひと

いという点をひとつ御了承願いたいと思ひます。

○滝井委員 不勉強で計量経済学をよく知らないのですけれども、しかし結論として二兆一千百億というものが出てきているわけですから、そして昭和四十三年度における年金給付の総額が千二百八十六億と出てきているわけですから、そうすると、あとはそれを伸ばせばいいことになるわけですか、その伸ばし方をどう伸ばすかということ、すでに厚生年金はこの国会で一万円年金にしますということになってきた。したがって、この厚生年金の四十二年度三百八十億が四十一年に幾らになり、四十二年に幾らになり、四十三年に幾らになるということは、これは数字が出てくるわけですから、これをまづ出してください。それから船員保険について、これは四十三年度という答申があったわけですから、これも四十三年度というのは、今度の法律の改正で、一万円年金に右へならえをして厚生年金の改正額が出てくるわけですから、それから国家公務員、地方公務員、公企業体の共済組合も、恩給の改正につ

づいて、これは数字が出てくるわけですから、これをまづ出してください。それから船員保険について、これは四十三年度という答申があったわけですから、これも四十三年度というのは、今度の法律の改正で、一万円年金に右へならえをして厚生年金の改正額が出てくるわけですから、それから国家公務員、地方公務員、公企業体の共済組合も、恩給の改正につ

れ、あるいは厚生年金の改正につれて、この改正が今国会、たぶんきょうかあるにも衆議院を通る。これも出てくる。四十三年の給付率が幾らになるか出る。そうすると、あと出ないのはいかと言ふと国民年金だけで、国民年金は、すでに現在の給付の倍額程度にしたいという答申があった。これは希望的な観測だけれども、倍でいい。倍で計算したら幾らになるか。倍は七千円で、七千円にしたら、一体いまの人口構造から見て、四十一年かけて五年間据え置きというものは、十年掛け金をかけたらこれは出てくるという制度になつておりますから、十年掛け金をかけた人は、昭和三十六年から始まつておるから四十五、六年になつたら出てくるわけですから、その段階の前の段階で出る数というのは、本格的なものはない

です。過渡的なものしか出てこない。その過渡的なものは、いままでの国民年金と無拠出の福祉年金とが四百六十億ですから、これはどの程度四十三年度まで乗るかということに倍にして見ていけば、総額が出てくるのじゃないですか。私はそれが一体幾らになるかということをお尋ねしております。それを教えてもらえば、医療の側は、すでに現実にはいぜん小山保険局長が答へておるのですから、そうすると、あとは両方極がわかればその間の小さなものはわりあい詰めが早くいく。それをひと

題につきましても、やはりそう一年ごとにごまかく積み上げていった計画ではない次第でございます。すので、したがって、その内容において非常に困難な部分があれば、それぞれその段階において調整することが必要であらう、かように考えておる次第でございます。

○滝井委員 困難な点があれば、それを調整するにやぶさかではない。何かこのごろ、新聞によると、佐蔵総理があなたに、中期経済計画はやはり手直しを必要があると言ったとか言わないとか新聞に出ておりますが、私はそういうことをここで変えてくれと言っているのではなくて、やはり一応閣議決定をされて、予算委員会等でも二・五の物価上昇なんかはだめだと横路君その他がずいぶん言いました。われわれもそれは、二・五のほうが正しい、真実のものであるとは思っている。われわれは、これは当然改定しなければならぬ運命にあることはよくわかっておるわけですね。わかつておるが、その中でわれわれの担当しておる社会保障の中の年金と医療との問題が、二兆一千百億という当時想定した国民所得の七割のワックの中で一体どういう窮屈な姿にあるか、どの程度これは手直しをする必要があるかということを見きわめておく必要があるわけですね。そのためには、二兆一千百億をお出しになった見直しというか、基礎のおぼろげなところぐらいは出しておいてもらわぬとそれを何も出さぬで富士の頭だけのぞかしておいたんでは納得がいけないということなんです。だから、そこあたりを——いま私が申し上げますように、一万円年金はすでに衆議院段階では確定した、共済組合も衆議院段階で確定した、船員保険も確定したということになりますと、確定していないのは国民年金だけですね。これはいまから審議しようとしておるんですから、ところが、これは二倍程度にしたいという希望的な意見が述べられた。その場合に、二倍が不可能ならば五千円でもいい。三千五百円を五千円か七千円で二通り計算してみれば、ほかのものの要素、フタクターは全部わかつてきておるんですから、それ

を積み上げた総額が幾らになりますか。四十年年度の大かた二倍くらいになるといえば二千五百億です。だから二千五百億なら二千五百億でもいいです。二倍とすれば二千五百億になるんですから。そこあたりの数字でいいのかわからないことを言っているわけですね。そこで二千五百億と仮定した場合に、二兆一千百億というものの、どの程度に不足が生ずるかというこの目算がつくわけですね。そうすると今後神田さんが経済企画庁、大蔵省と話をやるにきだって、振替所得の、国民所得の七割なんというものはだめだぞ、これは八割でなければならぬ、一割でなければならぬという主張の根拠が出てくるわけですね。やはりそういう科学的な道理のしりした根拠がなくて、予算をその場の風のまにまに編成をしておいたのでは、医療に食われちゃって、児童局とか年金局とか、他の局はいつも泣きの涙でおらなければならぬ。そういうことではいかぬではないか。医療は現実に必要なものは必要なんだ、そのほか年金も必要ならば、それをどこから切り落として持つてこなければならぬものがあるんではないか、こういうことなんです。だからそれをひとつ現実の時点に立って、これはもう現実なんだから、理想でも空想でも何でもなしでしよう、自由民主党の池田内閣から受け継いだ佐藤内閣が、厚生年金は一万円年金をやりますというところを出してきておるんだから。同時に、共済組合その他の改正案も現実に出しておるんですからね。出してないのは、国民年金の拠出制の改正だけです。無拠出年金は出てきているんだから、この無拠出年金が出れば、今度は拠出は推定ができてこなければならぬ。だからそこを言っている。もうすべての要素はそろっておるのに、どうしてこの名前をつけてくれませんか、こういうことなんです。

○高橋(衛)國務大臣 先ほど消費者物価のお話がございましたが、消費者物価はいろいろな条件によってこれが変動するわけでございますが、消費者物価に最も大きな影響を与える要素は、言うまでもなく賃金でございます。よく物価と賃金の悪循環と一般的、常識的にいわれておりますように賃金でございます。ところで中期経済計画において、労働分科会において推定いたしました賃金の上昇率は、年率名目において七・六％でございます。ところが現実の姿として、昭和三十九年を言いますとそれを上回る上回るところの姿が出てまいりました。また四十年年度においても、なかなか名目で七・六におさまるといふ可能性は少ないというふうなことから、やむを得ず政府としては、現実に近い、しかも物価をそういうふうな条件のもとにおいてなおかつ安定的な方向に持っていくのにはどの程度が妥当であるかという観点から、四・五という現実的な政府の実現可能な目標を掲げたような次第でございます。そういう意味において、その限りにおいては少なくとも三十九年度、四十年年度において中期経済計画のままでないということとは、率直に申し上げざるを得ない次第でございます。

しこうして、ただいま御質疑の点につきまして、金額的にどこをどういうふうな、財源が要つてどうなるという積み上げ計算はいたしておりますが、筋道としては、国民生活分科会においても一応の意見は提示されておるのでございます。非常に詳しく書いてはございますが、ちょっと読み上げてみますと、「厚生年金については、現在老齢年金給付額は月約三千五百円であるのを引き上げて四十年年度よりいわず一万円年金を実現し、拠出制国民年金については現行水準の少なくとも二倍程度に、また、老齢福祉年金もこれに準じて引き上げることとする。同時に年金給付が生活水準の上昇や物価騰貴により生活安定機能が損われることを防ぐため、これらの事態に対する年金額の自動的調整措置」すなわちスライド制でございますが、「自動的調整措置」について検討する。このような年金給付水準の引上げに伴って、保険料負担の引上げも当然に必要となるが、これと関連して、国民年金についても、保険料に所得比例制を導入し、給付面でもこれを反映させることも検討の余地がある。こういうふうなことが分科会の一応の意見として提示されておるわけでございます。ただしこれは、全体会議において、これがそのまま積み上げの計算の根拠として採用になったというものではないということをお申し上げておく次第でございます。

○滝井委員 だから私はそれを言っておるわけですね。いま長官が言われたように、老齢年金三千五百円を四十年年度から一万円にしようということ、すでに政府は国会でも一万円年金を提案した。そこで国民年金は二倍程度にいたします、老齢福祉年金もこれに準じて、こういうことでしよう。だからみんな二倍です。厚生省に尋ねますが、いまの一万円年金になった場合に、四十年年度三百八十億の厚生年金の給付は、四十三年には一体幾らになりますか。それから国民年金は、四百六十億を二倍にした場合に四十三年には幾らになりますか。船員保険も、現在二十七億ですが、四十三年には幾ら。共済組合の四百九十億も、今度改正されておるからこれはわかるはずですね。これがわからなければ、次会に公企体のほうと自治省と大蔵省にお聞きになればわかるはずですね。それから聞けばわかるでしょう。

○山本(正)政府委員 ただいまの御質問でございますが、厚生年金を一万円年金のベースで計算いたしますと、四十三年は約八百一億でございます。それから船員保険が三十六億、国民年金につきましましては、拠出制も福祉年金も制度発足当時の倍にする、かような仮定のもとに立ちまして計算いたしますと、拠出年金は一億四百四十億くらい——これは若干狂いがくるかと思いますが、福祉年金が七百二十億、各共済制度も若干狂いが生ずるかと思いますが、本年度の分を伸ばして約八百億、合計いたしましておよそ二千五百億くらいになる、そういう計算になります。

○滝井委員 二千五百億というものを、どうして私は早く言えなかったかという気がするのです。長官はもう答えを先に出したのですが、中期経済計画がいまのままでいかぬ、当然手直しをしなればいかぬという結論を言われたのです。そこ

で、年金をいまの姿で四十三年まで伸ばすと二千五百億、これも現実問題としてぎりぎりなわけですが。それから医療のほうも、さいぜんの小山さんの答弁によると、三十八年に計画を立てたとき三千八百三十億、ところが決算をしてみたら四千八百二十三億、千億の狂いが出た。これで一年に千億ずつ狂いが出るとしても、四十三年には、五、六千億の狂いになる。その上に医療の伸びは入れますと、大体二兆一千億の数字の六割ないで七割は医療がとらざるを得ないということになる。そうしていま言ったように、二千五百億を年金がとっていきますと、医療と年金で七割五分から八割とるわけですね。二兆一千億の中で一割で二千億ちょっと、だから七割五分から八割はとってしまおう。そうすると、あとの二割は何に持つていくかと言うと、すでに恩給がその中に入っておりまして、恩給が今年は幾らかと言うと千六百七十一億で、それをとりますと、あとはもう児童手当なんかできないですよ。その児童手当とあと残っておるものは何かと言うと、家族の七割給付の問題が残っておるわけですよ。これをこの上に上積みをしていくと七割給付の実現もできない、財源がない、こういう事態なんです。医療の七割給付というものは、選挙公約で高々と掲げておる。昭和四十一年から児童手当をやるということも掲げておる。これも三千円くらいだ。これは相当の国庫負担を入れなければならないことになるわけですが、入る余地が全然ないんですよ。そうすると、今度はもとへはね返ってきてすでに厚生年金なり共済組合は列車が発車をしてしまったので、これから発車をしようとする国民年金がチェックされることは火を見るよりも明らかなので、されざるを得ないことになる。いま言ったように、児童手当の問題まで、家族の七割給付が出てくるというふうな形になってまいりますと、そういう形になるわけです。

そこで、企画庁長官と神田厚生大臣にここで明言してもらわなければならないのは、そういう形で人間尊重の政治、歩行者優先の政治をやろうと

しても木によって魚を求めるようなもので、選挙公約はから公約になってしまふ。そこでやはり四十一年から本格的に児童手当をやる、それから国民年金の五年に一回の改正に本格的に取り組もうとするならば、二兆一千億の国民所得の中の七割のワケを、相当大幅にたたき破っていく覚悟をきめておかねばならないことになるわけですよ。これだけひとつで厚生大臣も経済企画庁長官も一応確認してもらいたいと思います。よく社会党は空理空論を言うといわれるが、私は非常に理詰めに、きわめて現実の上に立って現実の数字から伸びを議論してきたのです。いまも政府の代弁者である小山君が答えたのも五、六千億の違ひがあるように、これに伸びを加えていけば、どんなに少なく見積っても七割は優に占めるということになる。それに家族の七割給付分を加えたら七割をこえてしまふ。そうすると金がないんですよ。八割か八割五分くらいは年金と医療にまわさなければならぬ。それに恩給が加われば、それでもうお手あげですよ。だからこの点をひとつ両大臣、確認できますか。

○高橋(衛)国務大臣 先ほど私が中期経済計画を改定するのとおりに申し上げたようにござい

ますが、そういうふうにおりに申し上げているのではないのでございませう。

〔委員長退席、竹内委員長代理着席〕

要するに、中期経済計画に予定しておりましたところの消費者物価について、最大の大きな影響を与えるところの賃金が、具体的に七・六という数字にとどまらずして、それを上回る上回る結果になってきておるといふ観点から、勢い消費者物価に影響を及ぼさざるを得ない。そのことは、経済全体についてもある程度の影響を及ぼす、こういう趣旨でものを申し上げたわけにござい

ます。しこうして、ただいまの御質疑については、これは経済全般の運営として経済企画庁としてはものを考えておるのでございまして、振替所得は、で

き上がった経済の成長の成果を、いわばパイをどういうふうに分け方をするかという問題でございまして、やはりある程度は成長の源泉になる方面にも向けていかなければならぬ。そういう面から八・一という経済成長を保ちつつも、しかも人間尊重の政治、または社会開発ということに重点を置いていくという場合に、どこまでできるかというものをいろいろ検討しました結果として、五・三％というものを七％まで上げよう、そこまでは可能である、かような結論を得ましたので、そういうふうなことを政府としては基本的な考え方として、これを決定いたしましたような次第でござい

ます。しかしながら、これはどこまでも基本的な考え方ではございまして、この数字にこだわって、できるだけ厳密にそのままだでもなく、いろいろ趣旨ではございせん。申すまでもなく、われわれは自由主義経済の経済体制を持っておるの

でございまして、いろいろな、たとえば国際情勢の動向によつて経済は動いてまいりておるものでありまして、経済は動いてまいりておるものでありまして、経済の安定的な基調を失われない範囲において、できるだけ最大限に社会開発に力を尽くしていき

たい、こういうふうな考えている次第でござい

ます。したがって、今後昭和四十三年度においてどうなるという、ただいまの滝井先生の非常に詳しい積み上げ計算ではございせんが、必ずしもその積み上げ計算どおりにはいかないのではないかと、やはりそのときの情勢において年々検討してまいらる必要がありはしないか、かように考えておる次第でござい

ます。○滝井委員 私が言うんじやなくて、厚生省の方が答弁をされているわけですよ。厚生省当局が、つまり現実にも厚生年金の立法も確定を、それから船員保険も確定したし、共済組合も確定しているわけですから、確定しておるものを、ただずつと給付が伸びていくことが二千五百億、こ

う言っているわけですよ。医療のほうも、現実の計算からいって、三十八年は決算と千億の差があつたということを伸ばして言っているだけで、決して空理空論を言っているのではないわけですよ。それから七・六の賃金についても、御存じのとおり、昨年の三千三百円のベースアップ、いわゆる春闘相場、これは三千円相場、それでも日経連その他は一部以上だということを言っているわけですから、現実問題として七・六をはるかに三％も四％もこえたものが——日経連の五十嵐さんも、これはもう一部以下だと思ったものが一割をこえちゃった。総評の事務局長も、いや、これは一％か一二％と言っているのですから、現実にはアップがそれだけあれば、それに保険料率をかけるのですから、保険料の取り分は多くなつてくる。保険料の取り分が多くなつてくれば、当然年金の支払い額も大きくなってくる。お互いに相関関係を持っています。だから、私の言うのは空理空論でも何でもありません。実際に中期経済計画というものは、現実の積み上げをしてみたら破綻をしている、こういうことを言いたいのです。破綻をしているから直さざるを得ないのではないかと。だから二兆一千億という亡霊にとらわれず、ひとつ自由奔放とは言わないけれども、つましやかでい

いから、神田さんの要求を経済企画庁も十分の

み込んでやってもらわなければいかぬですよ。現実

は大きくずれておりますよ、こういうことを言っ

ているのです。それだけ認めてもらえればいいので

○滝井委員 神田さん、いまお聞きのとおりです。十分議論を詰められませんでしたけれども、とにかく厚生省予算に重大な影響を及ぼす振替所得というのは、非常に現実離れのしたもので、そのワケが非常に狭いことなんです。だから、予算編成もやがてまたくるのだから、きちっとやはり厚生省自身もそれを整備して、そして数字などというものを秘密にする必要はないので、お互いに議論をして、認識が間違っておれば直せばいい。何も、直したからといって、政治責任を追及するようなことはしないのです。数字というものは動くものです。世の中は動いているのです。万物は流転しているのだ。数字だけが動かぬということもないので、万物は流転している。水も動いている。人間も新陳代謝しておいて、今日の滝井委員は明日の滝井委員ではないのだから、心配せずに、大胆率直に神田さんやってみたらいいかぬ。少しあなたは指揮棒の振り方がうまくいかぬものだから、みんなちがうんです。そういうことではいかぬです。あなたのところから出た出先が、ミイラ取りがミイラになって経済企画庁の言うとおりにして、厚生省の言い分はそっちのけにしておられるというのではいかぬ。やはり出向した者はちゃんと足場を厚生省に置いて、厚生省のことをきちんとするということを基調にしてやらなければいかぬ。これではどうも社会保障は百年河清を待つにひとしいですよ。

そこで、いまの中期経済計画というものは大きな狂いができて、間違いを起こしておる。これを直してもらわなければならぬのだが、直してもらうについては、厚生省がそれだけの作業もしてもらわなければならぬ。そこで、さいせんから人口構造の変化のところまで見ておいたわけなんです。そして、ことしの予算編成を見てみますと、午前中にお尋ねをしたように、三十五歳未満と三十五歳以上の被保険者の年齢構成というものは、いままでは、三十五歳未満の者を六〇%に見て三十五歳以上を四〇%に見ておいたわけなんです。ところが、今年度の予算編成の状態を見ると、三十九年度二百

五十一億の保険料収入が二百六十四億と、四十年には十三億門程度ふえているわけなんです。これはわすかに十三億門程度ふえていくわけなんです。この内面的な変化というものは、四分、六分というものが五〇、五〇になつてきているというところが、非常に大きなところなんです。これはさいせんから私が御指摘申し上げるように、人口構造の変化によって、年金の被保険者の年齢構成が変わってきたということを意味するわけです。これは一体どういう資料に基づいてこういうことになったのか、こういうことを尋ねたい。

〔竹内委員長代理退席、委員長着席〕

○實本政府委員 各年度ごとに適用計画を立てますが、それはその前年度の適用結果を見ながら適用計画を立てるわけでありまして、まず適用漏れ者がまだ相当ございまして、適用漏れ者の適用をまず先に取り上げていくわけでございます。その次は、若年被保険者の確保を志していく。こういうことで、この適用漏れ者の適用から計画を立てまして、それから若年労働者の確保、それで約三十八万の純増ということで、四十年の計画を立てておるわけでございます。

○滝井委員 いままで四分、六分できたものを一挙に——この間には二割の差があるわけですよ。二〇の差があるわけですよ。その二〇の差を一挙に縮めて五、五、こうやるのには、よほど三十歳以上と以下の間に人間の移動がないと、そういうことはできないわけですよ。そうでしょう。それをやるに於いての理論的な根拠、一体その数字の根拠というものは、どういうプロセスをたどったのかという事です。いま言ったように、適用漏れとかそれから若年被保険者とか言ったって、これは若年被保険者が、私は四十二年以降になれば相当減るのを見ておるわけですよ。だから、さいせんこの質問をする伏線として、三十六年から四十年までの被保険者の推移を尋ねてみた。ところが、これはそんなに大変な事は起こっていないのです。千八百五十一万から発足して二千二十三万になる

過程は、きわめて徐々にずつとふえてきた。これは四十二年、四十二年、四十二年までは、おそろくずつとふえていくんじゃないかと思うのです。しかし、四十三年以降になってから、少しくずつとカーブが下がりがけになるのじゃないかという感じがするわけです。そこあたりは私は私はずかんでいません。だから、あなた方が、二〇も差があったものを一挙に一〇縮めて、五〇、五〇にしたというのには、それだけのよほどの根拠が年齢分布上なければいかぬのじゃないか。何か保険料をふやすためにこそく的にこんなことをやったとは考えられないので、そこをもうちょっとわれわれが納得のいくような——三十万やそこらの人間が動いたからといって、二割の差が一挙に縮むというのではないはずですよ。だから、これはあとで資料でいいですからひとつ私に出してみてくださ。どうも、そこあたり、ちょっと納得がいきかねるのです。

それでは、次に移りまして、年金の本来の問題にちよつと返るのですが、そうしますと、今度国民年金を二倍にした。経済企画庁長官も、国民生活科の文書をお読みになって、そういうことも言われたわけですが、その場合に、いまの百円と百五十円の保険料は、二倍にする場合には一体どういう変化が起こってくるのかということなんです。三十五歳未満は百円、三十五歳以上は百五十円というこの保険料の変化というものは、一体どういう形の変化になってくるのか。特に三十五歳以上の老齢の階層がふえてきたという現実に立つときに、一体この保険料というものはどういう形に、二倍にする場合になるのですか。

○山本(正)政府委員 先生の御質問もいろいろの仮定の上に立てたことではございますが、三十四年に本法を立案いたしました当時の基礎資料が変わらない、すべての条件が変わらないということになりますれば、給付を倍にすると保険料が倍という形になるわけでございます。ただ、その後の人口構成の変化あるいはまた——これは平均余命につきましてはほとんど変化はございませんけれども、

でも、そういったような基礎データがどう変わっておるかということによって変化するわけでございます。いまも先生御指摘のように、三十五歳以上の人口の割合がふえておるといふ結果に相なりますれば、おそらくは、給付を二倍上げると仮定いたしますと、それに見合う保険料、そのままだ全額立ててまかなうといたしますと、保険料は二倍をこす結果にはならないか、かように考えます。

○滝井委員 おそらく私はそうなるだろうと思うのです。それでさいせんから人口構成の問題を非常に問題にしておるわけです。そうしますと、三十五歳以上は、いみじくもあなたの方のほうで五、五にしたわけですよ。一割だけ三十五歳以上を引き上げたわけですよ。したがって、それだけ年齢構成が年をとってきているというときに、今度は保険給付を倍にするときには保険料を相当に上げなければならぬ。ところが、その上げなければならぬ被保険者大衆というものは、女性が多くなつて、年寄りが多くなつてきたというふうなこの実態から、一体負担能力があるのかないのかということになってくるわけなんです。そうすると、私に、これに小山さんのほうの医療をかぶせてみるとわかる。国民健康保険をかぶせてみますと、国民健康保険は三十九年度において全国平均二割七分の引き上げをやった。四十年には、九、五%のアップに耐え得るためには、どんなことがあっても全国平均一割八分上げなければならぬ。東京、大阪等は六割、七割の引き上げだ。住民税より高い国民健康保険料を払っている。それに今度は現金支出をしなければならぬ。国民年金の保険料を、いまの百円、百五十円の二倍以上上げるといふことになる。御存じのとおり国民年金の被保険者は一世帯二人ずつおります。そうしますと、百五十円階層がだんだん多くなつてくるというところは、それが普通ならば三百円が、今度は六百円とか七百元、八百円に上らなければならぬということになるわけですよ。二人で倍の年金にするわけだから。そして医療のほうも上がるわけ

しょう。そうすると、いまのように現金収入の少ない農村で、労働力が女性化し、老齢化した段階でそういうものが引き受けられるかと言うと、おそらく引き受けられないです。引き受けられないとすれば、国民年金に対して——国民健康保険がそうであるように、相当大幅な国庫負担を投入せざるを得ない、国庫負担を一体どうやるのかという問題がここに出てくるわけです。やはりこゝまで煮詰めていかねばいかぬのじゃないか。

一方においては、掛け金の無い無拠出の年金というものを大幅に上げなければならぬ、二倍程度に上げなければならぬ。そうしてそれが最終段階になってくると、七百二十億程度金が必要ののだというところで、これは既定の事実として要ってくるわけでしょう。そうして一方、その段階で拠出は百四十億だけだけれども、保険料はたんまり取っておかなければいかぬことになるわけですね。

したがって、その保険料をそれだけ取り得ないとすれば、いまの保険料の二分の一の国庫負担というものにプラスアルファをつけざるを得ないという形になるわけです。そこらあたりはいろいろ考え方をもちこなっているのか。給付が倍になれば保険料は倍になる、しかし実際に年齢構成が高くなれば倍以上のものにしないかと採算がとれない、計算が合わないということになると、倍以上の負担はできかねるので、そこに国庫負担というものがかみ合ってくる、こういう形は、論理の筋としては間違っていないですよ。あなた方はそこを一体どう考えているか。

○山本(正)政府委員　いろいろの仮定に立ちましの論理の推移はおっしゃるとおりでございませう。

そこで、問題といたしましては、国民年金だけでなく、国民健康保険ともからみまして、農村の保険料負担といったようなものはどの程度が適正であるかという議論も一方には出てくるわけですが、国民年金だけについて申し上げますれば、現在の保険料負担というものを、給付と見合ひましてどこまで上げられるかというのは、客

観的な各種の資料による認識に立たなければならぬわけにございませう。私どもは、給付を二倍までには引き上げたいという目的は持つておるわけにございませうが、そういういたしますと、負担能力の面から給付が一挙に二倍まで引き上げられないといった結論が出るかも知れません。あるいはまた、給付はどうしても二倍にする、負担能力としてはこれ以上は無理だという限界があるとなります。そう、国庫負担という問題も起こってまいります。そういった点は、総合してどういった構想をとっていくか、あるいはまた福祉年金につきましては一挙に目標の金額に持つていくか、あるいは段階をつくらせて実現していくか、かような諸点につきましては今後審議会等の議論も通じまして結論を得たい、かように考えておる次第でございませう。

○滝井委員　とにかく方向としては国民年金を倍にしたい、しかし、いまあなたがいきなり倍にしよう、これは大幅な国庫負担を入れなければならぬということになると、税の伸びがいま非常に停滞したのだからなかなか財政的によくないからというところで、それからもひとつチェックされる面が出ます。それから保険料の負担能力の面からチェックされる面が出てきます。そうすると、七千円の理想が——いまはこれはまさに理想です。結局フラット額と同じ五千円になる、こういう客観情勢が非常に濃厚なわけです。私はもう先を見ておるわけです。そうすると、二倍にしたというものが四割か四割五、六分程度の引き上げで終わる、こういう可能性が十分あるわけですね。いまいろいろ数字を挙げて客観的に見て、しかし、その場合でも一体定額の保険料というものでいいのかどうか、もしもそういう五千円程度のもの

で百円とか百五十円とかいうことになる、今度は国民年金に対する魅力がなくなっちゃうわけですね。魅力がなくなるとどういうことが出てくるかと言います、高額所得者が、かつて厚生年金に魅力がなくなつて私学が飛び出る、あるいは農林漁業団体が飛び出たように、だんだん飛び出るのが出てくる。ますますこれが国民年金の崩壊に拍車を

かける。むしろ私は、あえて崩壊に拍車をかけると言いたいのです。そうしてそこに残るのはお年寄りや女性だけということになれば、神田さんが、私が質問をしたときに、国民年金と厚生年金はまさに老後保障の二大支柱であると言ったのですけれども、一つの支柱というのは非常に小さな支柱になって、これはびっこになるわけです。それじゃいかぬのじゃないかということをお心配する。心配するがゆえに、今度は逆に言えば、一体あなた方は百円とか百五十円の保険料というものを、定額制でそのままお行きになるつもりがあるのか、それともそこにある程度の、高所得者に魅力を持たせるために保険料の——さいせん企画庁長官が国民生活部会の答申みたいなものを讀んだように、所得比例制ですか、そういう所得に比例した保険料の制度をとるか、それともすでに小規模企業共済法等がとっており、あるいは中小企業退職金共済法がとっており、場合によっては二円とか二角の定額をきめて、場合によっては二円、三円、四円、五円でも加入することができるといふ口数制というのですか、そういうものにするのか、こういういろいろな問題が出てくるものなんです。けれども、あなた方としては、二倍にするというおぼろげなものが出て、いま定額というものを維持しないといふことは、今井さんの国民生活部会では出ていないですね。報酬比例制みたいな案が出ておたでしよう。それであなた方は一体どういう案をお考えになっていきますか。

○山本(正)政府委員　いま具体的に国民年金の拠出制の年金の改正の案を持つておるわけではございませう。ただ、いま御指摘がありましたように、各方面から報酬比例制を加味するという意見は出ておるわけでございませうが、この報酬比例を加味するというところに二つ意味があるわけにございませう。一つは、拠出者に返ってくるという意味の報酬比例という形もありませうし、また、全部じゃなくても、一部はやはり再配分の機能を持たすという意味における報酬比例の保険料という考え方もあるわけにございませう。その問題は、結局

国民年金の定額制というものをどう考えていくかという問題と連なるわけにございませうが、現在の国民年金の立て方でございませう定額年金制というものを基本的にくずしていくという考えは全然ないわけにございませう、やはり定額制の年金というものを充実していきたいながら、報酬比例ということはどういった形において考えられるかという点は十分検討しなければならぬ、かように考えております。

○滝井委員　その定額制をとるか、それとも付加保険料をとるか、あるいは口数制みたようなものをとるか、そのとりぐあいによって国の負担の入れ方が違ってくるのですよ。だからその連鎖反応というのが、非常に及ぶところが大きくなってくるわけですね。あなたの言うように、報酬比例制であつてそれをそのまま拠出者に返してやるか、それとも一部を配分の財源に使つて、貧しい層に切り落としていくかということによつてもこれは国庫負担のやり方が違ってくるし、いろいろなファクターが非常に多いことはわかる。わかるけれども、やはりその中で、もはや五年の年月を経過して五歳になろうとしているのですから、人間でも五つをこえると死ななくなります。ことに十くらいになると、もはや年金も五つになつて、戦後二十年、満二十歳を日本の戦後財政が迎えたとなれば、ここらあたりで、少し早目に、政府としては政府の見通しぐらひはやはり立てなければいかぬと思つて、それと、そういう拠出制年金の見通しと今度出す法案とは非常に関係があるのですよ。何か無関係のようにこれをばこつと出しておるけれども、関係がある。これはもうすぐ来年度の国会に出てくるのですから、拠出制年金というものは、そろそろこゝしの夏ごろから審議に入るのではありませんか。そうすると、私もその長期の見通しを持つて、この無拠出の年金の問題というものはやはり考えなければいかぬというあれが出てくるわけですよ。ところが、これが全然五里霧中で、何にもわからぬ中でこの枝葉の問題をやる

わけですからね。

ちょうど区切りがきました。あと助成のことやら税金と保険料の関係等も少し尋ねたいと思えますけれども、これは次会にさしていただきます。きょうはこれくらいで終わります。

○松澤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十二日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時二分散会

社会労働委員会議録第二十七号中正誤

船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正案中、第五十八条の改正規定中「同項ただし書を削り」の下に「同条第二項中「前項但書」を「失業保険金ノ給付ニ係ル前項」に改め」が加わるべきの誤り。

昭和四十年五月十五日印刷

昭和四十年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局